

三豊市災害廃棄物処理計画

平成 30 年 3 月

三 豊 市

目 次

第 1 編 総則

1-1 計画策定の背景	1-1
1-2 計画策定の目的	1-2
1-3 基本的事項	1-3
(1) 本計画の位置付け	1-3
(2) 対象とする地震及び災害廃棄物	1-4
(3) 本計画の基本的な考え方	1-9
(4) 処理主体	1-11
(5) 対象とする業務	1-12
(6) 災害の発生場所	1-12
(7) 災害の発生時期	1-12
(8) 本市の地勢・人口・産業構造等	1-13

第 2 編 災害廃棄物対策

2-1 組織体制・指揮命令系統	2-1
(1) 三豊市災害対策本部	2-1
(2) 災害廃棄物の担当組織	2-2
(3) 留意事項	2-2
2-2 情報収集・連絡網	2-3
(1) 収集する情報	2-3
(2) 県との連絡及び報告する情報	2-4
(3) 国、支援都道府県との連絡	2-5
(4) 情報伝達の手段	2-6
2-3 協力・支援体制	2-8
(1) 他市町、県との協力・支援体制	2-8
(2) 民間事業者との協力・支援体制	2-10
(3) 災害ボランティア	2-11
2-4 職員への教育訓練	2-13
(1) 人材育成及び訓練	2-13
(2) 災害廃棄物処理計画の見直し	2-13
2-5 一般廃棄物処理施設等	2-14
(1) 生活ごみ	2-14
(2) し尿・浄化槽汚泥	2-15
2-6 災害廃棄物発生量	2-16
(1) 災害廃棄物処理実行計画	2-16
(2) 発生量・処理可能量・処理見込み量	2-18

(3) 処理スケジュール	2-29
(4) 処理フロー	2-30
(5) 収集運搬	2-35
(6) 仮置場	2-37
(7) 環境対策、モニタリング、火災対策	2-52
(8) 仮設焼却炉	2-58
(9) 損壊家屋等の解体・撤去	2-60
(10) 選別・中間処理・再資源化	2-61
(11) 最終処分	2-65
(12) 広域的な処理・処分	2-66
(13) 有害廃棄物・適正処理が困難な廃棄物の対策	2-67
(14) 津波堆積物	2-72
(15) 生活ごみ・し尿	2-74
(16) 思い出の品等	2-81
(17) 災害廃棄物処理事業の進捗管理	2-83
(18) 許認可の取扱い	2-83
2-7 相談窓口の設置等	2-84
2-8 住民等への啓発・広報	2-84
2-9 処理事業費の管理等	2-85
2-10 大規模水害における災害廃棄物処理	2-86
(1) 基本方針	2-86
(2) 水害廃棄物の概要	2-86

第 3 編 参考資料

第 1 編 総 則

計画の趣旨や構成、対象となる災害や災害廃棄物の処理方針など、計画の基本的事項を定める。

- 1-1 計画策定の背景
- 1-2 計画策定の目的
- 1-3 基本的事項

1-1 計画策定の背景

我が国は、その位置、地形、地質、気象などの自然的条件から、地震、台風、豪雨、火山噴火などによる災害が発生しやすく、災害に対する備えなくしては成り立たない国土である。

平成以降の全国における主な災害は表 1-1 に示すとおりであり、平成 7 年阪神・淡路大震災、平成 23 年東日本大震災、平成 28 年熊本地震等がある。これらの災害の被害は広い範囲におよび、ライフラインや交通の途絶などの社会に与える影響が大きく、また災害廃棄物の発生量も膨大であった。

また、四国地方における主な災害は、平成 13 年芸予地震、平成 16 年台風第 23 号等であり、上記全国規模の災害に比べ被害は少なかったものの、多数の死傷者や物的被害が生じている。

これら大規模災害発生時には、平常時と性状の異なる膨大な量の災害廃棄物を、迅速かつ適正に処理することが必要となる。このため、これまでの地震災害復旧の経験や技術の蓄積を活かし、災害廃棄物処理対応に必要な想定を行い、具体的かつ実効性のある対策を事前に講じておく必要がある。

表 1-1 過去の主な災害の発生に伴う災害廃棄物の発生量

災害名称	発生年月日	災害廃棄物発生量 (推計値または実績値)	主な被害範囲
阪神・淡路大震災	平成 7 年 1 月 17 日	約 20,000,000t ^{注1)}	近畿地方
平成 13 年芸予地震	平成 13 年 3 月 24 日	49,838 棟 ^{注2)}	中国・四国地方
平成 16 年台風第 23 号	平成 16 年 10 月 18~21 日	19,640 棟 ^{注3)}	近畿・四国地方
東日本大震災	平成 23 年 3 月 11 日	約 31,000,000t ^{注4)}	東北地方
平成 28 年熊本地震	平成 28 年 4 月 14 日	約 1,950,000t ^{注5)}	九州地方
平成 28 年鳥取中部地震	平成 28 年 10 月 21 日	12,632 棟 ^{注6)}	鳥取中部

【被害状況の写真】



①東日本大震災



②平成 28 年熊本地震



③平成 28 年鳥取中部地震

①津波によって水没する石巻市内：「震災写真（旧石巻市）2」（石巻市ウェブページ）

②斜面崩壊による橋（戸下大橋）の流出：「熊本地震による被災及び復旧状況」（国土交通省公表資料）

③白壁土蔵群（国重要伝統的建造物群保存地区）の建物被害「鳥取県中部地震・写真館」（鳥取県ウェブページ）

注 1) 「阪神・淡路大震災における災害廃棄物処理について」（平成 9 年 3 月、兵庫県生活文化部環境局環境整備課）

注 2) 「平成 13 年（2001 年）芸予地震（確定報）」（平成 14 年 9 月 24 日、消防庁）、被害棟数は全壊、半壊、一部損壊の合計を示す。

注 3) 「平成 16 年台風第 23 号による被害状況について（第 25 報）」（平成 18 年 8 月 8 日、消防庁）、被害棟数は全壊、半壊、一部損壊の合計を示す。

注 4) 「災害廃棄物対策情報サイト」（東日本大震災による被害の状況）

注 5) 「平成 28 年熊本地震により発生した災害廃棄物処理の進捗状況」（平成 28 年 11 月 17 日、環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部廃棄物対策課災害廃棄物対策室）

注 6) 「本年度発生した主な自然災害の概要について」（環境省）、被害棟数は全壊、半壊、一部損壊の合計を示す。

1-2 計画策定の目的

「三豊市災害廃棄物処理計画」（以下、「本計画」という。）は、表 1-1 に示したような災害が発生した場合に備え、市民・事業者・行政の連携に基づく災害廃棄物の迅速かつ適切な処理の促進を図ることを目的として、三豊市（以下、「本市」という。）が策定するものである。

なお、本計画は、「香川県災害廃棄物処理計画」（平成 28 年 3 月、香川県）、「三豊市地域防災計画（一般対策編）」（平成 25 年 3 月、三豊市防災会議）、「三豊市地域防災計画（地震対策編）」（平成 25 年 3 月、三豊市防災会議）及び「三豊市地域防災計画（津波対策編）」（平成 25 年 3 月、三豊市防災会議）と整合が図られた内容とし、今後災害が発生した場合における処理実績や、関係する指針や計画の改訂等に応じ、適宜、見直していくものとする。

1-3 基本的事項

(1) 本計画の位置付け

本計画の位置付けは、図 1-1 に示すとおりである。

本計画は、東日本大震災等から得られた最新の知見等や環境省の「災害廃棄物対策指針」（平成 26 年 3 月、環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部）を踏まえ、「三豊市地域防災計画」（平成 25 年 3 月、三豊市防災会議）や「三豊市一般廃棄物処理基本計画」（平成 27 年 7 月、三豊市）を補完し具体化した形で策定するものとする。

また、香川県（以下、「県」という。）が策定した「香川県災害廃棄物処理計画」（平成 28 年 3 月、香川県）等とも相互に整合を図る。

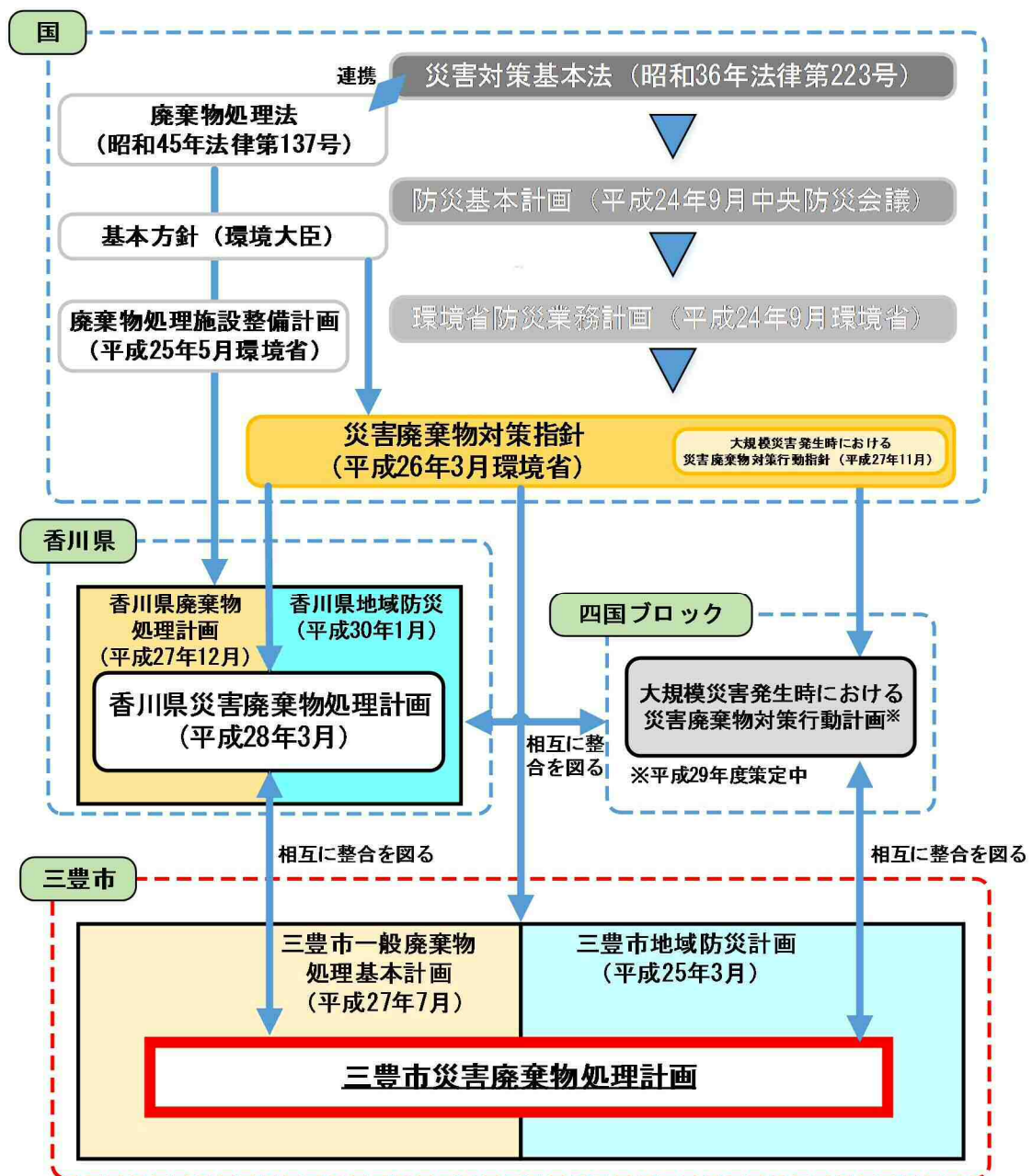


図 1-1 本計画の位置づけ

(2) 対象とする地震及び災害廃棄物

① 対象とする地震

本計画の想定地震の諸元は表 1-2、中央構造線断層帯と長尾断層帯の位置図は図 1-2、南海トラフ地震の想定震源域は図 1-3 に示すとおりである。

また、各地震の最大震度予測図は図 1-4 に示すとおりであり、本市において震度 7 の発生が予測される地震は南海トラフ地震（L2）と中央構造線地震である。

表 1-2 本計画の想定地震の諸元

震 源		概 要
海溝型地震	南海トラフ地震 (発生頻度が高い地震 L1)	・南海トラフで発生する震度 4～6 弱の地震 ・最大クラスの地震に比べ、規模は小さいものの大きな被害をもたらす地震 ・発生頻度は数十年から百数十年に一度程度
	南海トラフ地震 (最大クラス L2)	・南海トラフで発生する震度 5 強～7 の地震 ・甚大な被害をもたらす最大クラスの地震 ・発生頻度は千年に一度あるいはさらに低い頻度
直下型地震	中央構造線地震	・中央構造線を震源とする震度 4～7 の地震 ・県内を直接通っていないが、ここで地震が発生した場合には、県内に大きな被害をもたらすと考えられる
	長尾断層地震	・長尾断層を震源とする震度 4～6 強の地震 ・さぬき市から高松市香南町に至る東西方向に延びた活断層であり、ここで地震が発生した場合には、県内に大きな被害をもたらすと考えられる

出典：「香川県地震・津波被害想定」（第一次から第四次）（平成 26 年 3 月 31 日、香川県危機管理総局危機管理課）
※策定年月については、最新の第四次公表のものを示す。

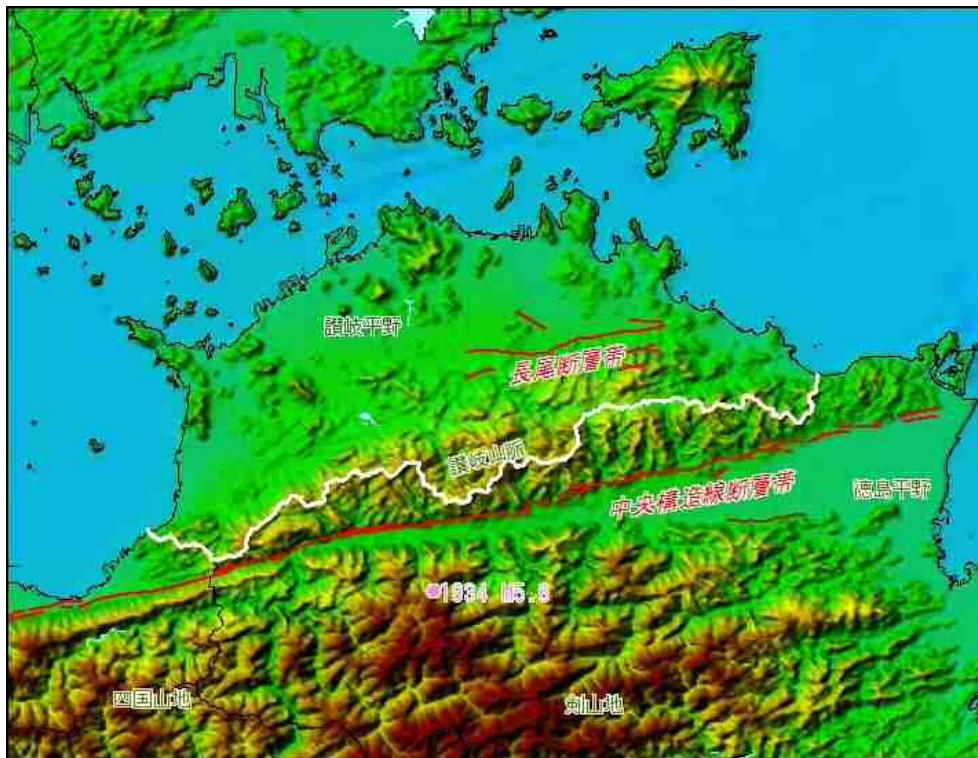


図 1-2 中央構造線断層帯と長尾断層帯の位置図

出典：地震調査研究推進本部（文部科学省研究開発局地震・防災研究課）ウェブページ掲載資料

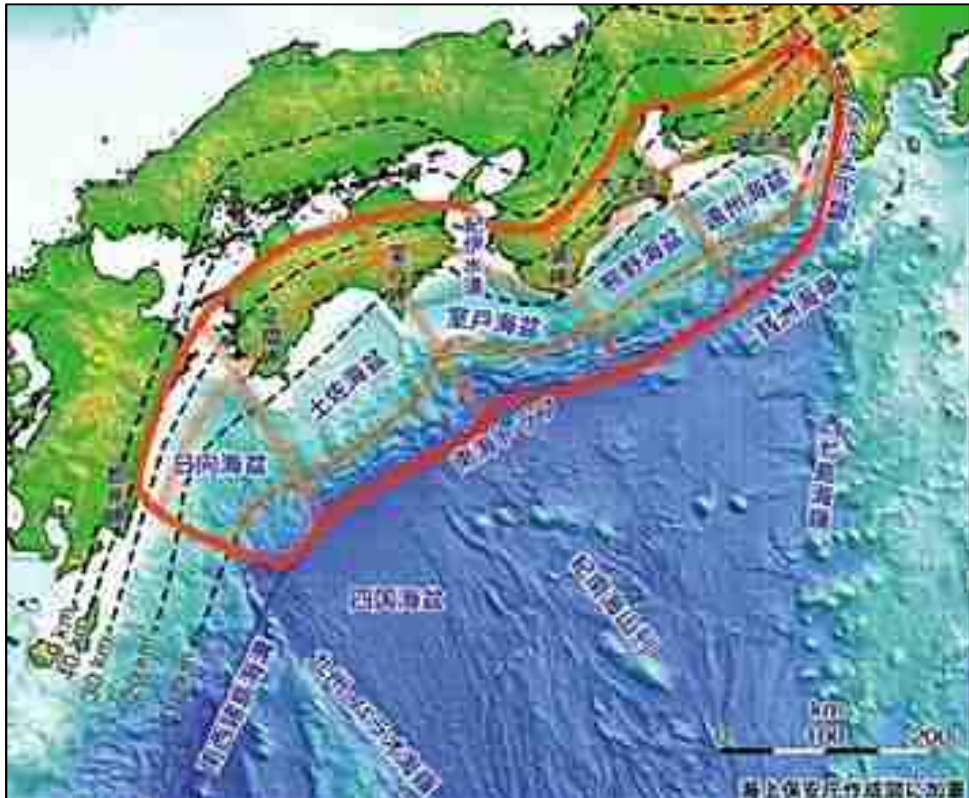


図 1-3 南海トラフ地震の想定震源域

出典：地震調査研究推進本部（文部科学省研究開発局地震・防災研究課）ウェブページ掲載資料

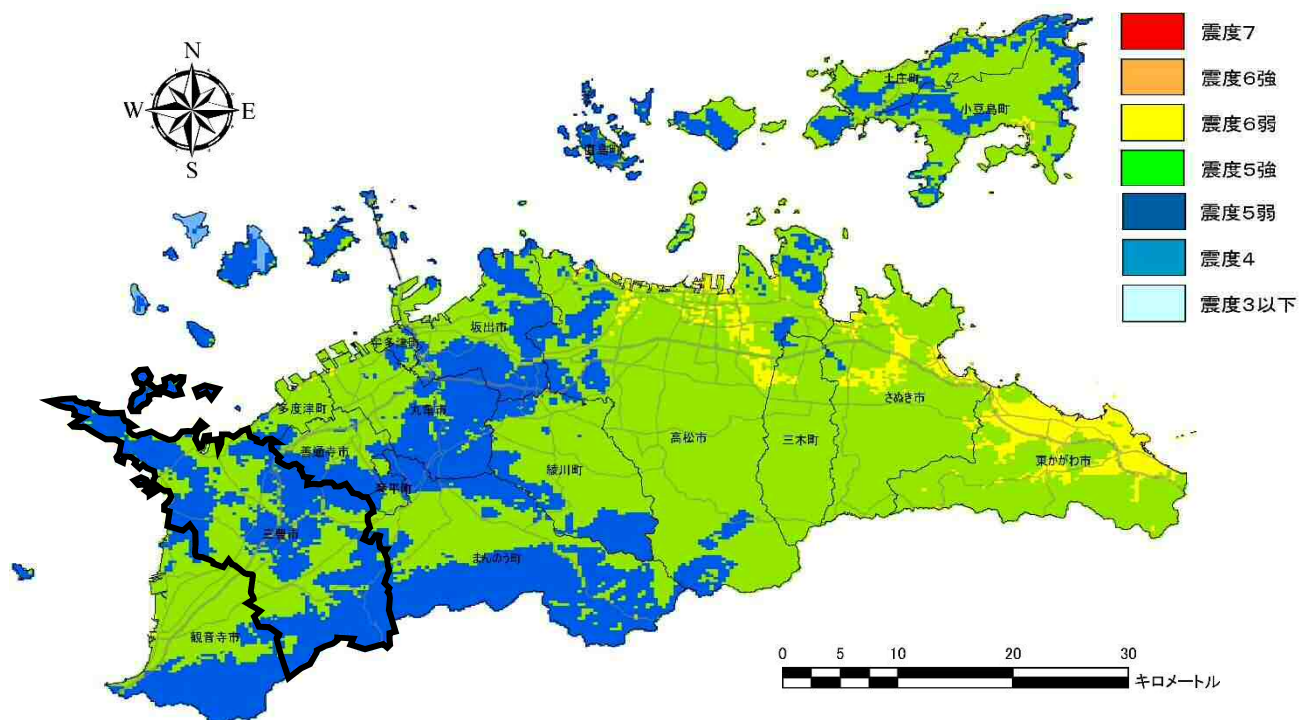


図 1-4 (1) 最大震度予測（南海トラフ地震（L1））

資料：「香川県地震・津波被害想定」（平成 26 年 3 月 31 日、香川県危機管理総局危機管理課）をもとに作成

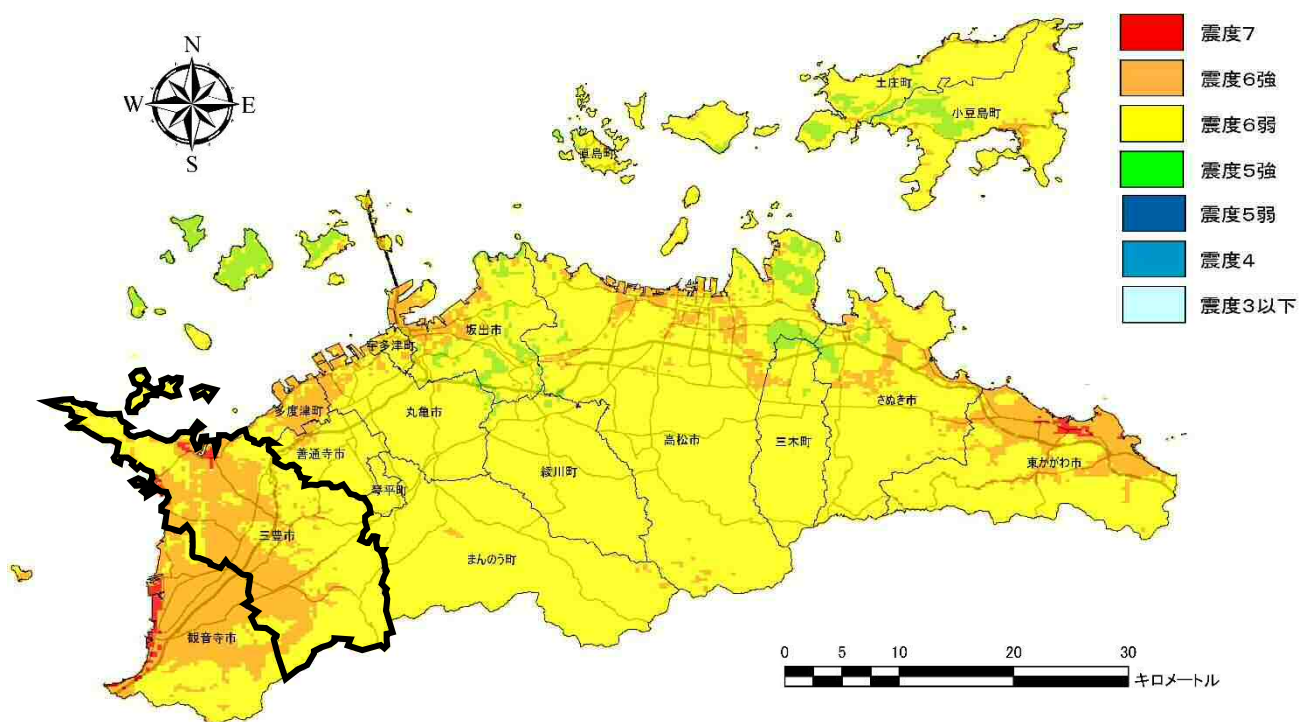


図 1-4 (2) 最大震度予測（南海トラフ地震（L2））

資料：「香川県地震・津波被害想定」（平成 26 年 3 月 31 日、香川県危機管理総局危機管理課）をもとに作成

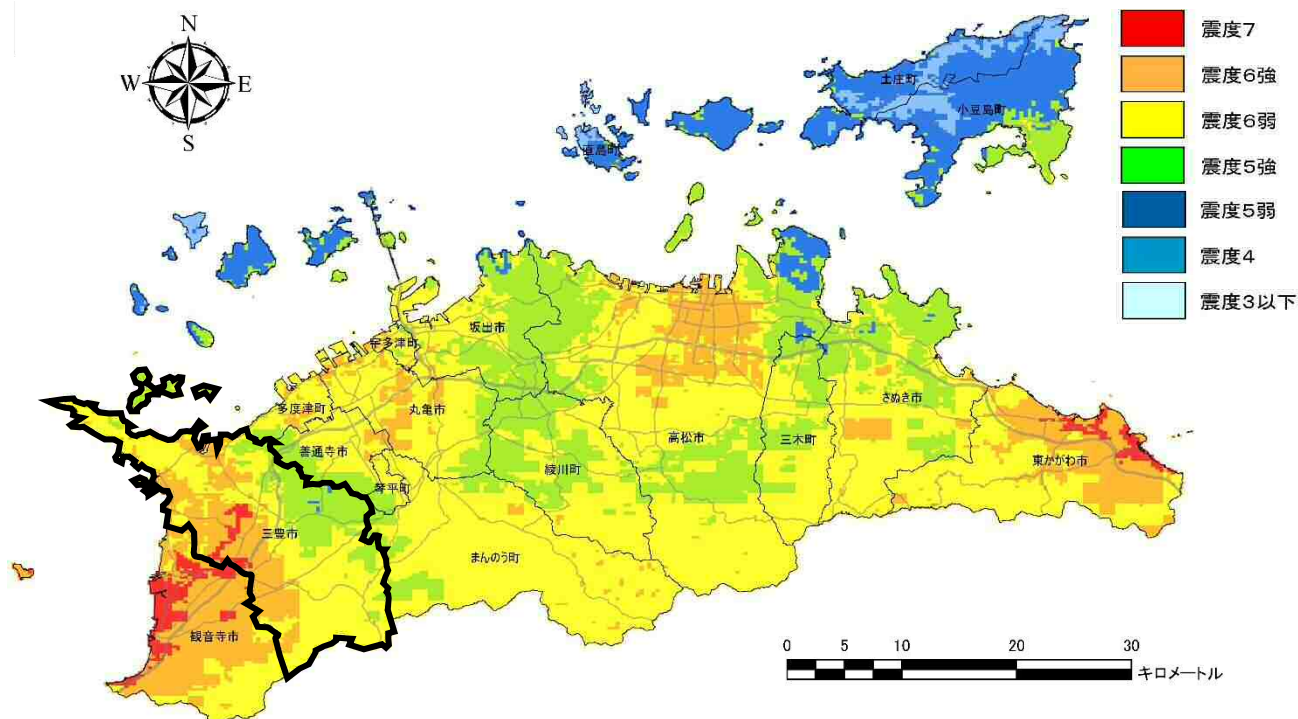


図 1-4 (3) 最大震度予測（中央構造線地震）

資料：「香川県地震・津波被害想定」（平成 26 年 3 月 31 日、香川県危機管理総局危機管理課）をもとに作成

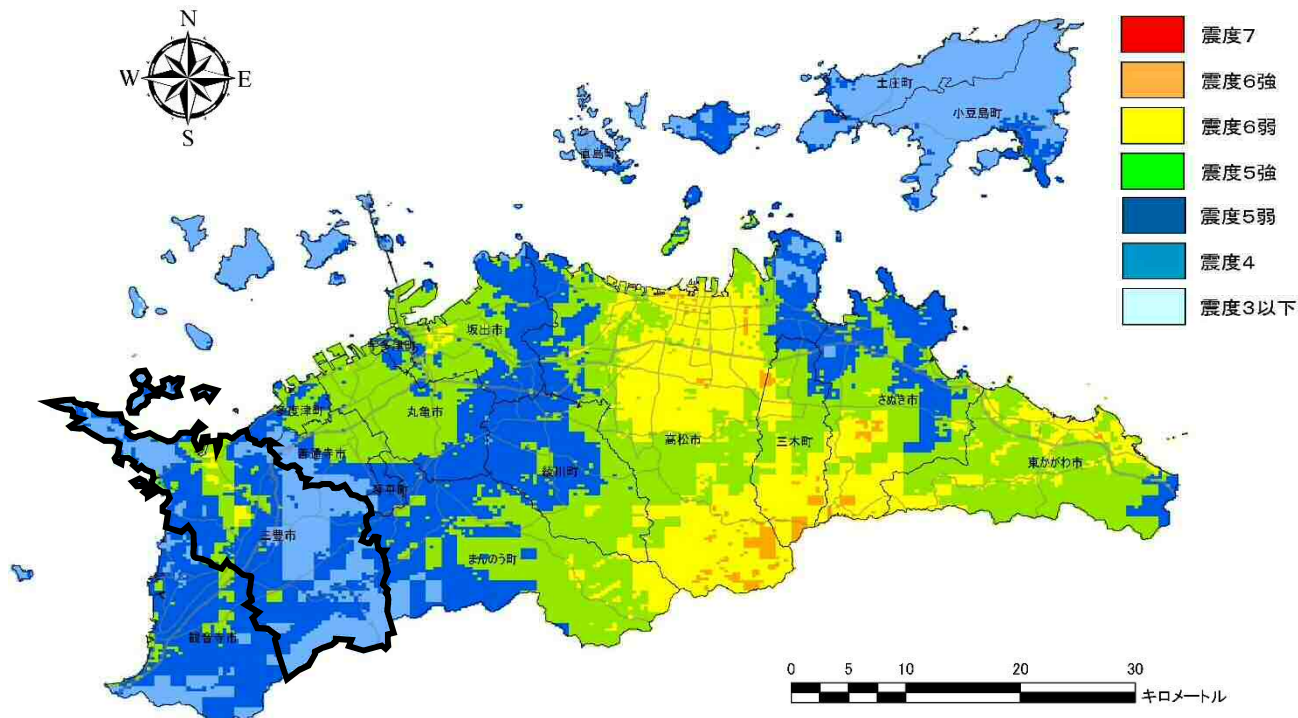


図 1-4 (4) 最大震度予測（長尾断層地震）

資料：「香川県地震・津波被害想定」（平成 26 年 3 月 31 日、香川県危機管理総局危機管理課）をもとに作成

② 対象とする災害廃棄物

本計画で対象とする災害廃棄物は、表 1-3 に示すとおりである。

表 1-3 本計画で対象とする災害廃棄物

種 類		内 容
地震や津波等の災害によって発生する廃棄物	木くず	柱・梁・壁材、水害等による流木など
	コンクリートがら等	コンクリート片やコンクリートブロック、アスファルトがらなど
	金属くず	鉄骨や鉄筋、アルミ材など
	可燃物	繊維類、紙、木くず、プラスチック等が混在した廃棄物
	不燃物	分別することができない細かなコンクリートや木くず、プラスチック、ガラス、土砂などが混在し、概ね不燃性の廃棄物
	腐敗性廃棄物	量や被災冷蔵庫等から排出される水産物、食品、水産加工場や飼肥料工場等から発生する原料及び製品など
	津波堆積物	海底の土砂やヘドロが津波により陸上に打ち上げられ堆積したものや陸上に存在していた農地土壌等が津波に巻き込まれたもの
	廃家電 ^{注)}	被災家屋から排出されるテレビ、洗濯機、エアコンなどの家電類で、災害により被害を受け使用できなくなったもの
	廃自動車等 ^{注)}	災害により被害を受け使用できなくなった自動車、自動二輪、原付自転車
	廃船舶 ^{注)}	災害により被害を受け使用できなくなった船舶
	有害廃棄物	石綿含有廃棄物、PCB、感染性廃棄物、化学物質、フロン類・CCA（クロム・銅・ヒ素）・テトラクロロエチレン等の有害物質、医薬品類、農薬類の有害廃棄物等
被災者や避難者の生活に伴い発生する廃棄物	その他、適正処理が困難な廃棄物	消火器、ボンベ類などの危険物、ピアノ、スプリング入りマットレスなどの地方公共団体の施設では処理が困難なもの、漁網、石膏ボードなど
	生活ごみ	家庭から排出される生活ごみや粗大ごみ
		避難所から排出される生活ごみなど
	し尿	仮設トイレ等からの汲取りし尿

出典：「災害廃棄物対策指針」（平成26年3月、環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部）

注）リサイクル可能なものについては、各リサイクル法に基づく処理を行う。

(3) 本計画の基本的な考え方

本計画の基本的な考え方は、以下に示すとおりである。

災害発生時は、大量に発生するごみ、し尿等の廃棄物を迅速かつ適切に処理し、生活環境の保全、住民生活の確保を図ることが重要となる。

① 災害廃棄物の処理

災害廃棄物の処理は、生活環境の改善や早期の復旧・復興を図るため、その適正な処理を確保しつつ、迅速に処理する。

② 処理方法

災害廃棄物の処理は、環境負荷の低減、資源の有効活用の観点から、可能な限り分別、再生利用（リサイクル）によりその減量を図り、最終処分量を低減させる方法を採用する。

③ 処理期間

処理期間は、東日本大震災や阪神・淡路大震災の処理期間実績を踏まえ 3 年以内とする。

④ 処理責任

処理責任は、災害廃棄物が一般廃棄物であることから、本市とする。

（ただし、災害により本市が甚大な影響を受け、自ら廃棄物の処理を行うことが困難な場合は、県等に処理の協力を要請する。）

⑤ 処理体制

災害廃棄物の発生量が膨大であり、平時の処理体制（既設の処理施設等）では処理が困難であることが想定される場合には、あらかじめ次の順で広域処理体制の構築を検討しておく。

- (1) 県が策定した「香川県災害廃棄物処理計画」（平成 28 年 3 月、香川県）で示した広域処理体制のブロック（表 1-4 及び図 1-5 参照）内での処理協力要請

※本市は、第 3 ブロック（本市、観音寺市）に分類される。

- (2) 第 3 ブロック外の市町村への処理協力及び民間処理施設等での処理協力要請
- (3) 県外への処理協力要請

表 1-4 香川県災害廃棄物処理計画に示された広域処理体制のブロック

県内ブロック	構成市町
第1ブロック	高松市、さぬき市、東かがわ市、三木町、綾川町
第2ブロック	丸亀市、坂出市、善通寺市、宇多津町、琴平町、多度津町、まんのう町
第3ブロック	三豊市、観音寺市
第4ブロック	土庄町、小豆島町
第5ブロック	直島町

出典：「香川県災害廃棄物処理計画」（平成 28 年 3 月、香川県）

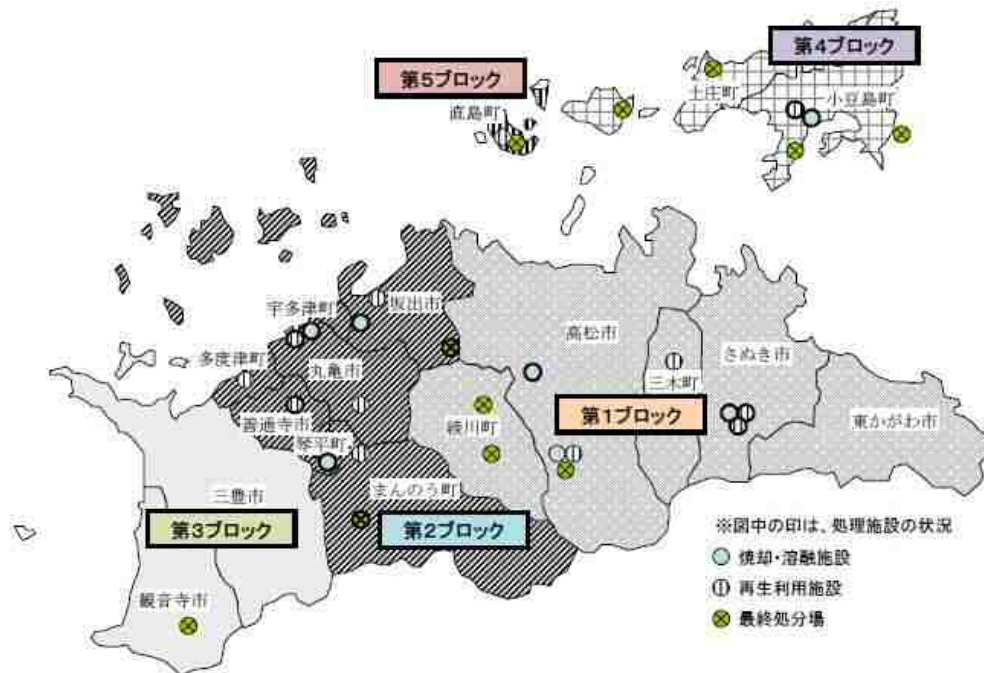


図 1-5 香川県災害廃棄物処理計画に示された広域処理体制のブロック

出典：「香川県災害廃棄物処理計画」（平成 28 年 3 月、香川県）

(4) 処理主体

① 本市の役割

災害廃棄物処理は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に基づき、原則として本市が主体となり実施する。

【(大規模) 災害発生時の基本方針】

- ・本市で発生する（災害廃棄物以外の）ごみやし尿といった一般廃棄物についても処理を行う。
- ・平時に策定した災害廃棄物処理計画を踏まえつつ、仮置場の設置や災害廃棄物の処理について具体的な処理方法等を定めた災害廃棄物処理の実行計画を作成する。その際、県の災害廃棄物処理の実行計画との整合性に留意する。
- ・被害状況や災害廃棄物発生状況等を継続的に把握しつつ、県と緊密に連携し、災害廃棄物の円滑かつ迅速な処理に積極的に取り組む。
- ・仮置場や仮設処理施設用地の選定、市内民間処理施設を含む処理施設における災害廃棄物の受入れ（広域的な処理を含む。）に係る住民との調整において、中心的な役割を担う。

（他市町への「支援」）

- ・被災しなかった又は被災の程度が軽度であった場合、被災市町からの要請に応じた広域的な処理の受入れを行うために、市内民間事業者、住民等との調整等について主体的に取り組む。

（他市町等からの「受援」）

- ・大規模災害時に、他の市町等から災害廃棄物処理に係る支援を受ける場合には、それらの市町や応援要員等との連絡調整や情報共有等に係る受援体制を確立する。

出典：「大規模災害発生時における災害廃棄物対策行動指針」（平成 27 年 11 月、環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部）P. 21, 22 一部修正・加工

② 県の役割

県は、被災市町に対して助言や技術的支援を行うとともに、県内市町や民間事業者団体等との協力体制を構築し、一連の災害廃棄物処理についての調整機能を担うことを基本とする。また、必要に応じて地域ブロックでの調整や国への支援要請等を行う。

【(大規模) 災害発生時の基本方針】

- ・平時に策定した災害廃棄物処理計画や地域ブロックでの行動計画を踏まえつつ、仮置場の設置や災害廃棄物の処理について、市町との相互調整を行う。
- ・県は被災市町からの支援要請を取りまとめ、相互（県下の被災市町）調整をした上で、環境省と連携して、中国・四国地域ブロックや他地域ブロックに要請する。

出典：「大規模災害発生時における災害廃棄物対策行動指針」（平成 27 年 11 月、環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部）P. 21 一部修正・加工
「香川県災害廃棄物処理計画」（平成 28 年 3 月、香川県）P. 8

(5) 対象とする業務

本計画の対象とする業務は、表 1-5 に示すとおりである。

表 1-5 対象とする業務

項 目	概 要
撤去	災害廃棄物の撤去
解体・撤去	被災した建物等の解体・撤去
収集・運搬	災害廃棄物及び被災者や避難者の生活に伴い発生する廃棄物の収集・運搬
再資源化（リサイクル）	最終処分量の削減等を目的とした再資源化（リサイクル）
中間処理（破碎、焼却等）・最終処分	最終処分量の削減等を目的とした中間処理及び最終処分
二次災害の防止	強風による災害廃棄物の飛散、ハエ等の害虫の発生、発生ガスによる火災、感染症の発生、余震による建物の倒壊等の防止
進捗管理	災害廃棄物処理の進捗管理
広報	災害廃棄物処理状況の広報
上記業務のマネジメント及びその他廃棄物処理に係る事務 （情報収集、被災状況の把握、災害廃棄物処理実行計画の策定・見直し及び関連する総務、経理業務等）	

(6) 災害の発生場所

災害の発生場所は、市内全体とする。

(7) 災害の発生時期

災害廃棄物の処理は、表 1-6 に示すとおり発生する季節や時間帯によって留意事項が異なる。本計画はそれら発生時期等の違いによる留意事項等に配慮する。

表 1-6 災害廃棄物の処理に係る季節等の違いによる留意点

発生時期・時間帯			留意点
季 節	夏季	—	腐敗性廃棄物（生ごみ等）の迅速な処理や台風対策、仮置場でのハエ等害虫及び悪臭発生に対する対策
	冬季	—	乾燥に伴う仮置場の火災や積雪
時間帯	—	朝・夕	火災が発生する可能性あり
	—	深 夜	初動の組織体制構築に遅れが出る可能性あり

出典：「災害廃棄物対策指針」（平成 26 年 3 月、環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部）

(8) 本市の地勢・人口・産業構造等

① 位置及び地勢

本市の位置は、図 1-6 に示すとおりである。

本市は、県の西部に位置し、愛媛県や高知県にも近い位置にある。北東部は象頭山（琴平町）、大麻山、弥谷山などに接し、南東部は讃岐山脈の中蓮寺峰、若狭峰、猪ノ鼻峠、六地藏峠などを境に徳島県に接している。北西部は、瀬戸内海に突き出た荘内半島があり、その南部には、砂浜の美しい海岸線が続いており、栗島、志々島、蔦島などの島しょ部もみられる。中央部には三豊平野が広がり、東部から西部に向かって財田川、東部から北部に向かって高瀬川などの河川が流れ、豊かな田園地帯を形成している。また、三豊平野にはため池が多数点在し、本市の地勢の大きな特色となっている。

本市の面積は 222.71km² であり、全県面積の約 11.9% を占めている。

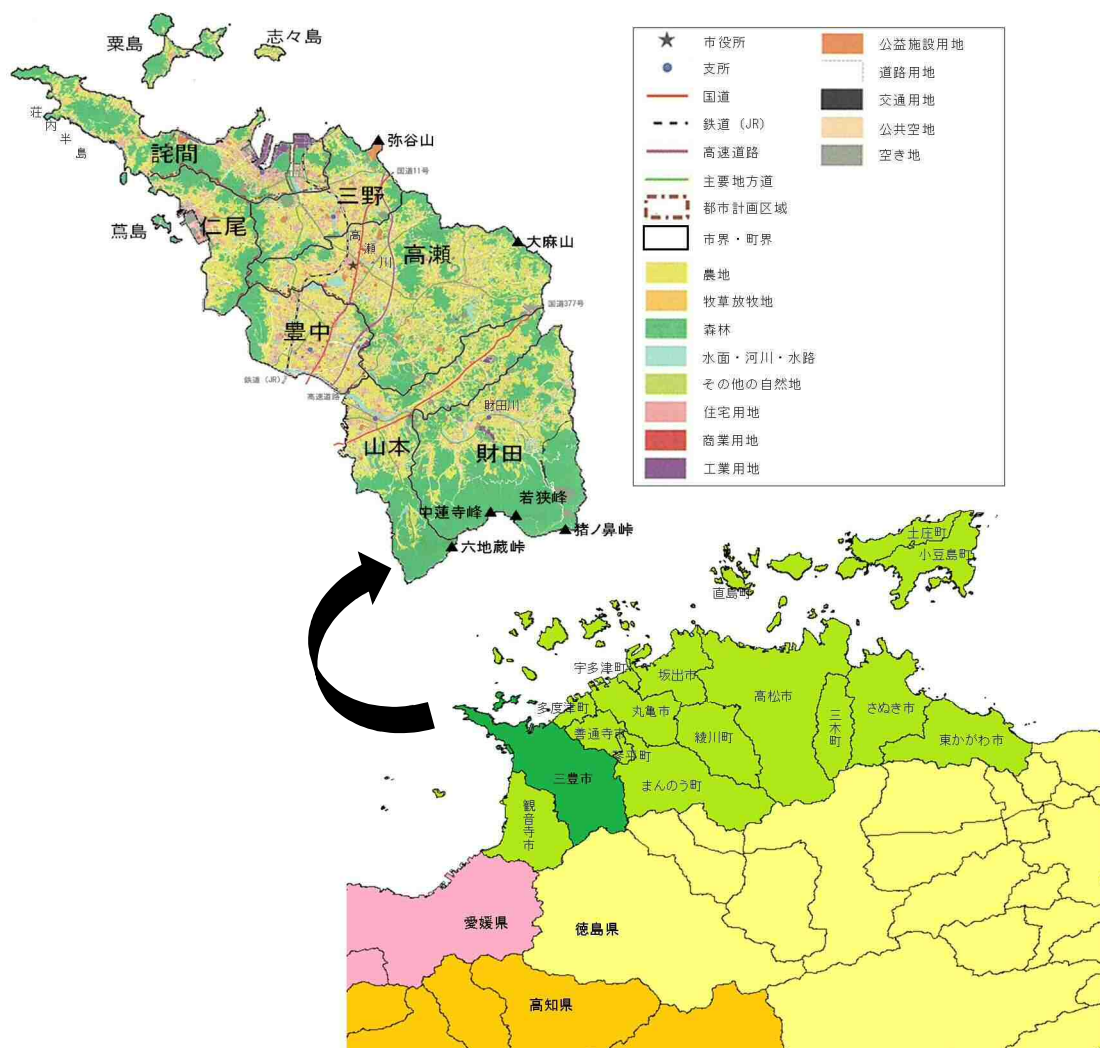


図 1-6 本市の位置

資料：「三豊市都市計画マスタープラン」（平成 24 年 3 月）をもとに作成

② 気象

気象は、表 1-7 及び図 1-7 に示すとおりである。

気候は四季を通じて温暖少雨で、気候が温和な瀬戸内式気候に属する。

平成 29 年の年平均気温は 15.1℃、年間降水量は 1,503.5mm、平均風速は 1.0m/s となっている。

表 1-7 気象（財田地域気象観測所）

	最高気温 [℃]	最低気温 [℃]	平均気温 [℃]	降水量 [mm]	平均風速 [m/s]	最大風速 [m/s]
平成 25 年	21.1	10.2	15.3	1,619.5	1.0	6.5
平成 26 年	20.4	10.0	14.8	1,304.5	1.0	8.0
平成 27 年	20.8	10.7	15.4	1,489.5	1.0	11.5
平成 28 年	21.6	11.3	16.0	1,428.5	1.0	8.8
平成 29 年	20.9	10.2	15.1	1,503.5	1.0	7.5
1 月	10.0	-0.1	4.7	48.0	1.1	5.8
2 月	11.2	-0.3	5.0	48.0	1.1	6.2
3 月	13.8	2.1	7.4	53.5	1.0	5.2
4 月	20.7	8.2	14.3	78.5	1.2	6.0
5 月	25.9	12.6	18.9	95.0	1.0	5.1
6 月	27.4	15.9	21.3	132.0	0.9	4.9
7 月	32.8	23.5	27.3	189.5	0.8	4.3
8 月	33.5	23.4	27.7	98.5	1.0	6.5
9 月	27.8	18.0	22.2	257.5	0.9	7.5
10 月	21.5	13.4	17.0	411.0	1.1	6.6
11 月	15.9	5.2	10.3	53.0	0.7	4.5
12 月	10.0	0.3	4.9	39.0	1.0	5.2

出典：気象庁（財田地域気象観測所の気象データ）

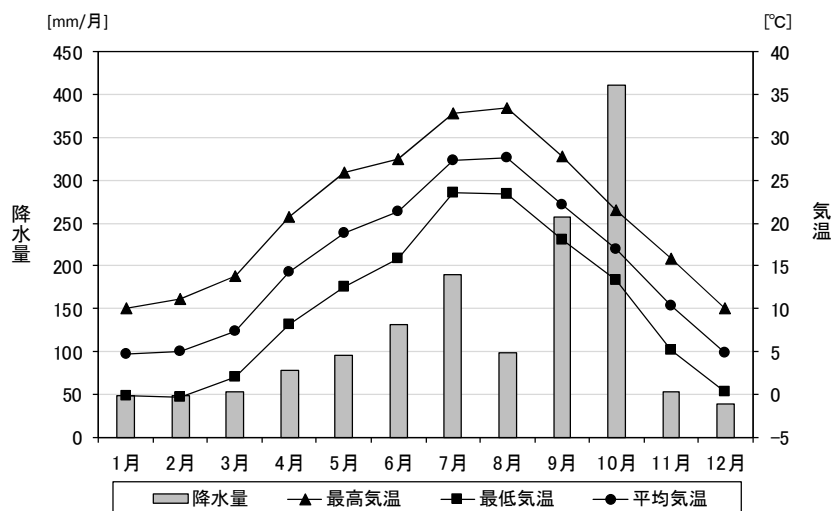


図 1-7 降水量等（平成 29 年 1 月～12 月）

出典：気象庁（財田地域気象観測所の気象データ）

③ 人口

総人口の推移は、図 1-8 に示すとおりである。

平成 25 年度以降の総人口の推移は減少傾向にあり、平成 29 年 10 月 1 日現在の総人口は 66,843 人となっている。

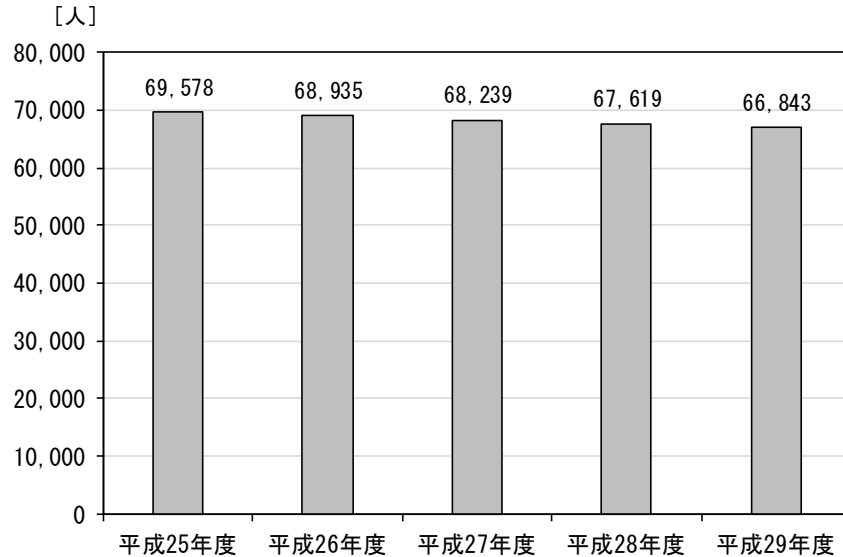


図 1-8 総人口の推移

出典：「住民基本台帳」（三豊市）（各年度の 10 月 1 日時点の人口）

④ 世帯数

世帯数の推移は、図 1-9 に示すとおりである。

平成 25 年度以降の世帯数の推移は増加傾向にあり、平成 29 年 4 月 1 日現在の世帯数は 25,940 世帯となっている。

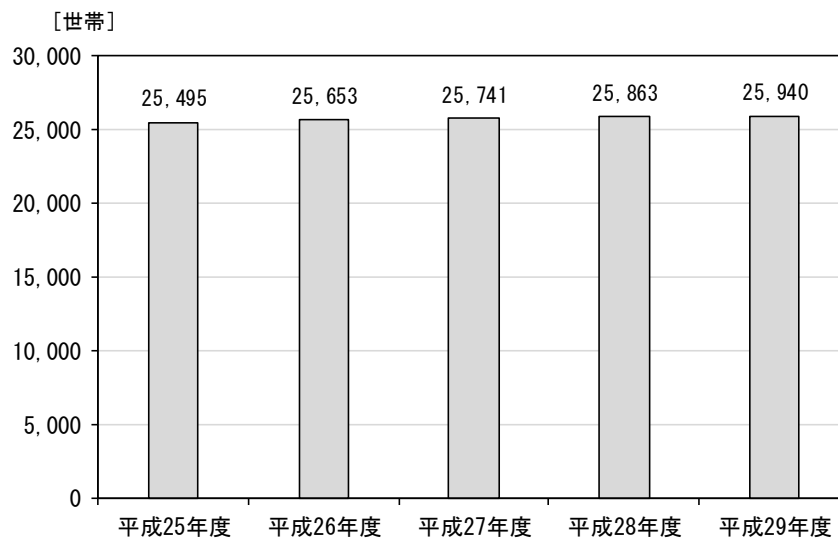


図 1-9 世帯数の推移

出典：「住民基本台帳」（三豊市）（各年度の 4 月 1 日時点の人口）

⑤ 年齢構成

年齢構成は、表 1-8 及び図 1-10 に示すとおりである。

割合の高い年齢は、平成 17 年度において男性、女性ともに 50～54 歳となっており、平成 27 年度は男性、女性ともに 65～69 歳となっていることから、高齢化が進んでいる。

表 1-8 年齢構成

年 齢	平成 17 年度			平成 27 年度		
	男	女	合計	男	女	合計
0～ 4 歳	1,468	1,402	2,870	1,192	1,115	2,307
5～ 9 歳	1,622	1,563	3,185	1,292	1,250	2,542
10～14 歳	2,002	1,940	3,942	1,442	1,463	2,905
15～19 歳	2,302	2,070	4,372	1,745	1,397	3,142
20～24 歳	1,736	1,903	3,639	1,046	1,072	2,118
25～29 歳	2,162	2,080	4,242	1,341	1,319	2,660
30～34 歳	1,696	1,687	3,383	1,497	1,502	2,999
35～39 歳	1,846	1,894	3,740	1,891	1,879	3,770
40～44 歳	2,065	2,233	4,298	2,122	2,037	4,159
45～49 歳	2,511	2,570	5,081	1,748	1,721	3,469
50～54 歳	3,272	3,101	6,373	1,832	1,890	3,722
55～59 歳	2,333	2,418	4,751	2,024	2,202	4,226
60～64 歳	2,157	2,479	4,636	2,393	2,534	4,927
65～69 歳	2,478	2,756	5,234	3,024	3,035	6,059
70～74 歳	2,269	2,812	5,081	2,047	2,303	4,350
75～79 歳	1,548	2,247	3,795	1,677	2,192	3,869
80～84 歳	908	1,648	2,556	1,502	2,209	3,711
85～89 歳	506	1,063	1,569	956	1,819	2,775
90～94 歳	182	413	595	368	906	1,274
95～99 歳	32	92	124	65	281	346
100 歳以上	5	11	16	6	51	57
計	35,100	38,382	73,482	31,210	34,177	65,387

出典：「国勢調査」（平成 17 年度、平成 27 年度）

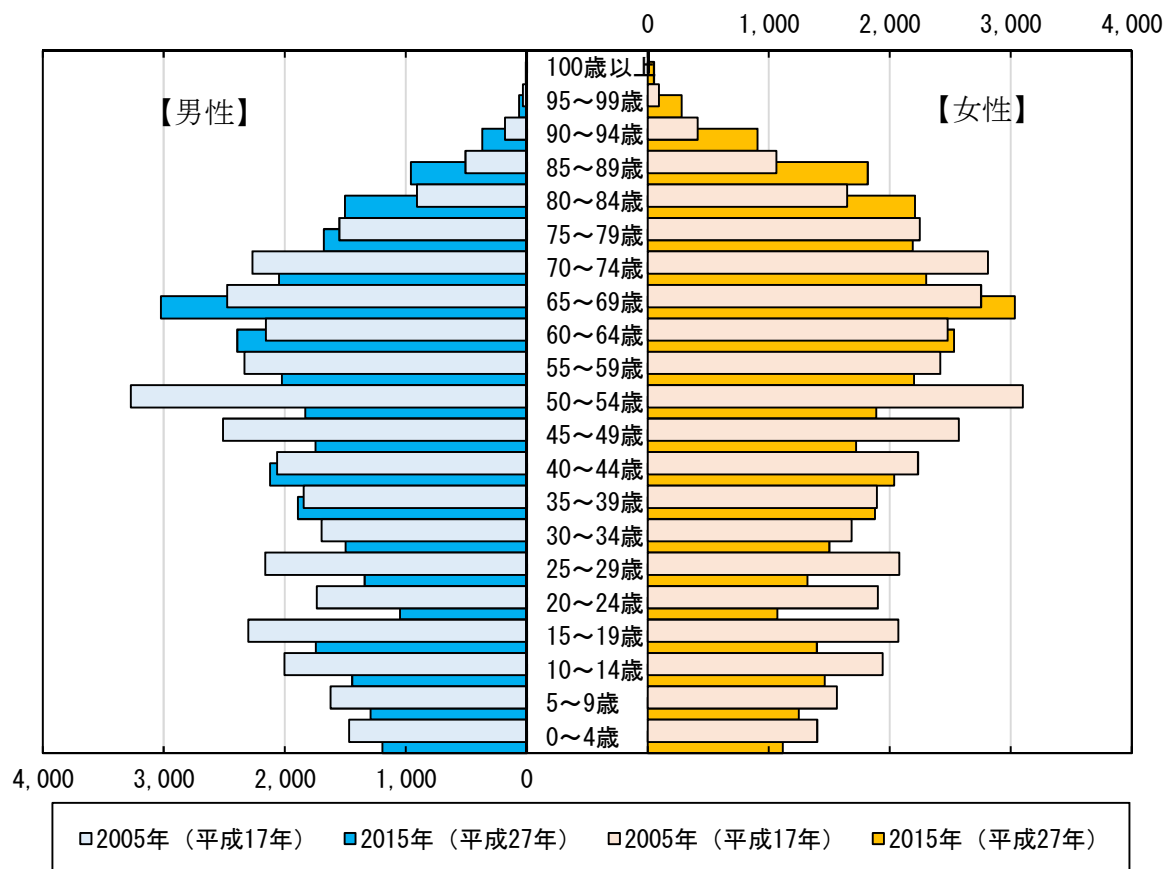


図 1-10 年齢構成

出典：「国勢調査」(平成17年度、平成27年度)

⑥ 産業構成

産業構成は、表 1-9 及び図 1-11 に示すとおりである。

割合の高い産業は、平成 21 年及び 26 年において第 3 次産業であり、約 6 割程度となっている。第 3 次産業の中では、卸売・小売業や医療、福祉の割合が高くなっている。

表 1-9 産業構成

	平成 21 年		平成 26 年	
	就業者数 (人)	構成比 (%)	就業者数 (人)	構成比 (%)
農林業	760	2.9	660	2.5
漁業	0	0.0	12	0.0
第 1 次産業計	760	2.9	672	2.6
鉱業、砕石業、砂利採取業	100	0.4	66	0.3
建設業	2,147	8.1	1,898	7.2
製造業	8,079	30.3	7,907	30.1
第 2 次産業計	10,326	38.7	9,871	37.6
電気・ガス熱給水道業	33	0.1	41	0.2
情報通信業	78	0.3	53	0.2
運輸業、郵便業	1,468	5.5	1,619	6.2
卸売・小売業	4,979	18.7	4,349	16.6
金融・保険業	333	1.2	314	1.2
不動産業、物品貸借業	242	0.9	246	0.9
学術研究、専門・技術サービス業	295	1.1	263	1.0
宿泊業、飲食店サービス業	1,245	4.7	1,402	5.3
生活関連サービス業、娯楽業	1,084	4.1	915	3.5
教育、学習支援業	1,527	5.7	1,420	5.4
医療、福祉	2,512	9.4	2,947	11.2
複合サービス事業	337	1.3	360	1.4
サービス業	835	3.1	997	3.8
公務	596	2.2	785	3.0
第 3 次産業計	15,564	58.4	15,711	59.8
合計	26,650	100.0	26,254	100.0

出典：「経済センサス」（平成 21 年、平成 26 年）

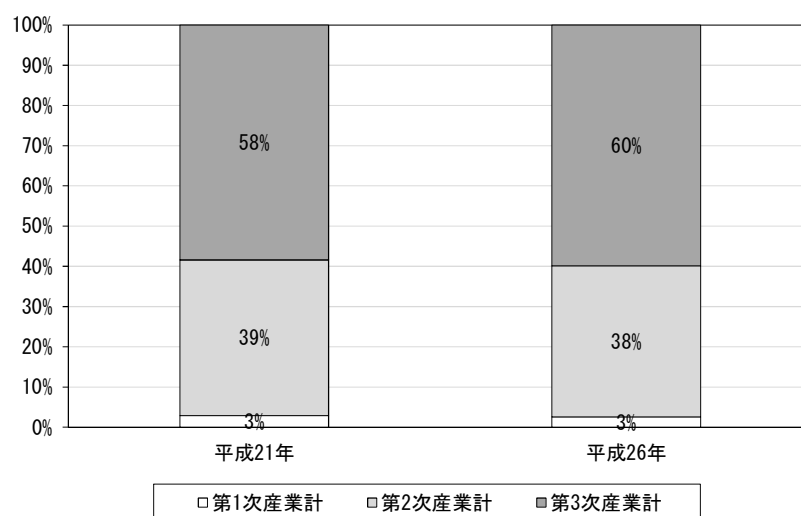


図 1-11 産業構成

出典：「経済センサス」（平成 21 年、平成 26 年）